

「結核定期健康診断報告」よくある質問

板橋区保健所予防対策課

- Q1 昨年度も、保健所から報告書提出の依頼がありました。今年度も報告書を提出する必要がありますか？
- A1 感染症法に基づき、毎年度 1 回（学生に関しては入学した年度に 1 回）、報告をしていただく必要があります。今年度も報告書の提出をお願いいたします。詳細は、報告書裏面の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による定期健康診断の実施及び報告の概要」をご参照ください。
労働安全衛生法・学校保健安全法に基づく健康診断において胸部エックス線検査を実施することで、結核定期健康診断を実施したことになります。
- Q2 他の医療機関等（人間ドック含む）で健診を受けた対象者の報告は、どうしたらよいですか？
- A2 検査結果を確認していただき、その胸部エックス線検査の結果を合算し、報告してください。本報告は、自施設で行った健診でなくても結構です。
非常勤職員等で区民一般健診、加入保険組合や各自治体を実施する健診等を受ける機会がない方は、区内在住であれば「区民結核健康診断」（胸部エックス線 12 回/年 診断書は発行しません）をご活用ください。
- Q3 対象者の健診を受ける時期が異なります。報告はどうしたらよいですか？
- A3 対象者全員の健診が終了し、結果を確認してから報告してくだされば結構です。
ただし、その場合も翌年度4月3日までに報告をお願いします。
念のため、12 月末までに報告がない場合には、再依頼の文書を送付します。
- Q4 健診の対象者が、長期休暇中等の理由で健診を受けない場合はどうしたらよいですか？
- A4 対象者が、妊娠中、産育休、病休等の理由で健診を受けない場合は、報告書に未受診の理由を添えて報告してください。
- Q5 電子申請（LoGo フォーム）で報告する場合、ホームページ掲載場所はどこですか？
- A5 板橋区ホームページのトップページの検索へ「結核の定期健康診断報告について」と入力もしくは、ページ番号検索へ「ページ番号 1003068」と入力してください。（「結核の定期健康診断報告について」のページ下部（外部リンク）電子申請「結核定期健康診断報告」をクリックしてください。



Google 提供

検索



よくある質問と回答



ページ番号検索